

(別添5)

環九地総許第△△△△△号  
令和△△年△△月△△日

## 国有財産使用許可書（案）

〇〇〇〇〇〇〇 殿

九州地方環境事務所長

令和3年△△月△△日申請の〇〇〇〇国立公園〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区内の物件使用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条並びに国立公園集団施設地区等管理規則（昭和28年厚生省令第49号）第4条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

### 記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は次のとおりとし使用区域は申請書図面のとおりとする。

所在 〇〇〇〇国立公園〇〇〇〇地区内

区分

数量 〇〇.〇〇㎡

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者は前記の物件を 〇〇〇〇〇〇 敷地 の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和5年4月1日から令和△△年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了3か月前までに、書面をもって九州地方環境事務所長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料は、円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて九州地方環境事務所長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を九州地方環境事務所長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、別途歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 国に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、第16条第2項の規定により、九

州地方環境事務所長が許可を取り消した場合は、取り消した日までの日数に応じ日割りによって計算するものとし、超過分を還付するものとする。

(使用料の改定)

第7条 九州地方環境事務所長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第8条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された区域内において新たに建物等の新築、増築又は改築をし、その他物件の利用形態を変更しようとするときは、事前に書面をもって九州地方環境事務所長の承認を受けなければならない。

(立木等の所有)

第11条 使用を許可された区域内において、天然に生育した立木その他の産物はすべて国の所有とし、それを除去し、又は移転しようとするときは、事前に書面をもって九州地方環境事務所長の指示を受けなければならない。

(温泉の利用)

第12条 使用を許可された区域内に温泉が湧出した場合は、その所有は国に属するものとし、その利用に当たっては九州地方環境事務所長の許可を受けなければならない。

(災害等の届出及び復旧防止)

第13条 使用を許可された者は、使用を許可された区域及びその周辺において土砂の崩壊、流出、火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく九州地方環境事務所長に届け出るとともに、その指示に従い、使用を許可された区域について災害を復旧又は防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(国の一時使用)

第14条 使用を許可された者は、使用を許可された区域内の物件を国又は国の許可を受けた者が一時使用することがあっても使用を許可された者の使用目的を妨げない限り、異議を申し立てないものとする。

(使用許可の取消し)

第15条 九州地方環境事務所長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき

(2) 使用を許可された者が第20条第2項に規定する改善計画書を提出しないとき、又は第20条第3項の規定により承諾を受けた改善計画書に記載した内容を実施しなかったとき

(3) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者

をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 九州地方環境事務所長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 九州地方環境事務所長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、九州地方環境事務所長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第16条 九州地方環境事務所長が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、九州地方環境事務所長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、九州地方環境事務所長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、九州地方環境事務所長に異議を申し立てることができない。

(使用の廃止届又は終了届)

第17条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中に物件の使用を廃止又は終了したときは、直ちに九州地方環境事務所長に届け出るものとする。この場合においては、届出をもって許可期間の満了とみなし、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(損害賠償)

第18条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、第16条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第20条 九州地方環境事務所長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

2 九州地方環境事務所長は、前項の報告を受け、維持使用の方法に問題があると判断される場合は、使用を許可された者に対して残りの許可期間における維持使用の方法について、改善計画書の提出を指示することができる。

3 前項の指示があった場合、使用を許可された者は、改善計画書を提出し九州地方環境事務所の承諾を得なければならない。

(疑義の決定)

第21条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、九州地方環境事務所長の決定するところによるものとする。